

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和5年度第3回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

2 開催日時 令和5年11月22日（水）午後1時58分から午後2時57分まで

3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 1階 大広間

4 会議に出席した者

（1）委 員

高橋 文一 会長、大友 正 委員、永澤 もとえ委員、三浦 孝司 委員、
吉村 英晃 委員、木村 明子 委員、黒沼 和良 委員、加藤 芳郎 委員、
鈴木 絢子 委員

（2）事務局（長寿支援課）

課長 相原 浩子、課長補佐 千葉 雅子 課長補佐 橋崎 智広、
主幹兼包括ケア係長 高橋 ひろみ、主幹兼長寿支援係長 近藤 聡子
介護保険係長 高橋 一夫

（3）その他

なし

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議 題

美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について

会議の公開・非公開の別

公 開

6 傍聴者の人数

0人

7 会議資料

別紙のとおり

8 会議の概要

別紙のとおり

○事務局（相原課長） それでは、定刻よりも少し早い時間ですけれども、皆様お揃いですので、ただいまから令和5年度第3回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開催いたします。

本日ですが、森谷弓子委員、鈴木輝雄委員、菅原知広委員の3人の委員の方から、ご都合により欠席すると連絡をいただいております。

なお、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例第6条第2項に規定しております過半数の委員の出席をいただいております。会議の開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

次に、次第の2、会議録署名人の選出です。

町で定めております附属機関等の設置及び運営に関する指針におきまして、附属機関等の会議について会議録を作成し公開することを規定しております。当策定委員会におきましても、事務局において会議録を作成し、ご出席いただきました委員の皆様から会議録署名人をお2人選出させていただき、内容を確認後、ご署名をいただいたうえで公開したいと思っております。

○議長（高橋文一会長） 事務局案はありますか。

○事務局（相原課長） はい。それでは、事務局から提案をさせていただきます。

会議録署名人に、永澤もとえ委員、鈴木絢子委員のお2人をお願いできればと思いますので、ご提案させていただきます。

また、会議書記につきましては、事務局で行いたいと思います。

いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

○事務局（相原課長） ありがとうございます。

それでは、会議録署名人のお2人には、会議録作成後、事務局からご連絡したうえで伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次第の3、議事に入ります。

美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることを定めておりますので、高橋会長を議長といたしまして会議を進めたいと思います。高橋会長、よろしく願いいたします。

○議長（高橋文一会長） 皆さん、こんにちは。お忙しい時間にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。本日も有意義な会議にしたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いします。

早速ですが、議事に入らせていただきます。次第のとおり進めていきます。

次第3、議事に入ります。

美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について、事務局、説明よろしくお願ひします。

○事務局（橋崎課長補佐） 長寿支援課の橋崎です。本日はよろしくお願ひいたします。

着座にてご説明させていただきます。

では、最初に、議事の事業計画案についてということで、資料の美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）をご覧ください。

前回、骨子案ということで、大まかな計画の骨組みというものをご説明させていただいたところですが、今回は、その骨子案に肉づけをした計画案を作成しましたので、ご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1枚めくっていただきますと目次がございます。

本計画につきましては、第1章から第8章までと、プラス資料編という構成になります。

第1章で計画の策定にあたって、第2章で高齢者の現状と将来推計、こちらの内容を加味したうえで、第3章の目指す町の姿につなげていきます。第3章、目指す町の姿、これが本計画のメインというか、中心部分になるものですが、この第3章から、いずれも第4章、第5章、第6章、第7章と展開が図られていくようなかたちになります。

計画の構成としては、第3章でもご説明させていただきますが、第4章でいうと、一人一人が元気になる活動の推進に向けてという大きなタイトルがありますが、これがこの計画における目標の部分となっております。第1節、第2節が、その目標にぶら下がっている施策の方向性で各事業の説明をしているという形になります。先にご説明させていただきましたように、第5章の大きなタイトルが目標の2になります。同じく、第6章の大きなタイトルが目標の3になり、それぞれ施策の方向性がぶら下がっているという形になります。第7章では、介護サービス事業によるまちづくりということで、介護サービス基盤の確保から始まって、それぞれサービス事業量の見込み等についてご説明するような形になっております。最後の第8章につきましては、計画の策定過程と推進体制をご説明させていただいております。

まずは資料編をご説明させていただきます。

86ページの資料編、資料1の評価指標になります。これまでの指標は、事業を何回行うという数字だけでしたが、今回は内容を見直して、新たな視点からの評価指標というものを設定させていただきました。それについては後ほどご説明させていただきます。

では、2 ページ目、第 1 章第 1 節をご覧ください。

第 1 章第 1 節、計画策定の趣旨ということで、こちらにつきましては、前回もお話しさせていただきましたが、美里町としてどのような町を目指すという内容の趣旨をここに記し、目指す町になるための 3 つの目標を立て、その目標達成のために計画策定を行うという内容になっております。

3 ページ目になりますが、第 2 節、計画策定の背景になります。

3 年に 1 度の介護保険法、老人福祉法の改正、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の令和 3 年 4 月 1 日の施行について説明させていただいております。また、最後の行になりますが、「国は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を改正しました」とあります。これらの内容を反映させたものが本計画ということになります。

続きまして、4 ページをご覧ください。基本指針のポイントとして、大きく 3 つ掲げられております。1 番目、介護サービス基盤の計画的な整理、2 番目、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、3 番目、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上、こちらが国で掲げた基本指針ということになります。

続いて、5 ページ目になりますが、第 3 節、計画の位置づけということで、この計画は、老人福祉法、それから市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づいているという法的根拠の説明になります。また、大きな 2 番目では、関連計画との調和ということで、各計画との連携、反映、整合というものを図で表しております。

次に、6 ページ目になりますが、計画期間と計画策定の体制ということで、計画期間につきましては、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の計画期間ということになります。

続きまして、第 2 章、高齢者の現状と将来推計になります。8 ページをご覧ください。

第 1 節、人口と世帯の状況ということで、人口推移になります。

棒グラフで表しているものと、折れ線グラフで表しているものがございます。高齢化率は上昇し続け、令和 12 年度には 40.1 パーセントと 4 割台に到達し、令和 22 年度には 43.7 パーセントになると見込まれています。高齢者の数は減るため、棒グラフは低くなっていきますが、一方、高齢化率を表している折れ線グラフは上昇しております。第 11 期計画のスタート年度である令和 12 年度に 40.1 パーセントとなりますが、今回の第 9 期につきましては、比較的、この折れ線グラフも棒グラフもほぼ横ばいという形になっております。第 11 期になると、高齢化率が 40 パーセントを超えますので、第 9 期、第 10 期については、来るべ

き時代に向けた土台づくりの時期ではないかと考えております。

9ページをご覧ください。

高齢者人口の推移ということで、こちら折れ線グラフを見ていただくとお分かりのとおり、令和12年度に20.2パーセントだった85歳以上の割合が、令和22年度になると29.9パーセントまで上がり、急上昇していくような形になります。その一方で、65歳以上の人口については、棒グラフを見ていただくと減少していくのが分かります。第11期計画のスタート時期、やはり、令和12年度がポイントになるのではと考えています。

では、続きまして、11ページをご覧ください。

世帯数の推移についてですが、2つの表があります。一般世帯数については、長期的に減少傾向で推移しますが、一方、高齢者のいる世帯は増加し、令和22年には5,849世帯になるものと見込まれています。下の表になりますが、高齢者のいる世帯について類型別に見ると、令和22年には要援護性の高い高齢者単身世帯が顕著に増加し、1,359世帯になるものと見込まれます。棒グラフで令和22年を見ていただきますと、高齢者の単身世帯のほうが高齢者夫婦のみの世帯を超える見込みであることが分かります。

続いて、12ページをご覧ください。

被保険者数及び要介護・要支援認定者数の推移と推計になります。本町の介護保険被保険者数は、当面、第1号の方は8,500人前後、第2号の方は7,000人前後で推移して、ともに短期及び中長期にわたり減少傾向で推移するものと見込まれます。こちらについても、第9期に大きな変化はないものの、令和12年度からは棒グラフが徐々に低くなっていくのが分かります。

次に、18ページをご覧ください。

第3節、介護保険サービスの状況になります。大きな1、給付費の中期的推移ということで、棒グラフを見ていただきますと、第6期、第7期、第8期と実績値が伸びていることが分かります。棒グラフの右側2本は、第8期の実績値と計画値ということで、計画値よりは実績値が下回ってはおりますが、実績値だけ見ると、やはり、第6期、第7期、第8期と伸びているのが分かります。

では、続いて、40ページをご覧ください。

第3章に入ります。最初に説明した目次で、1番の核となる部分というお話をさせていただいた部分になります。第1節、第2節、第3節と説明をさせていただきますが、まずは42ページをご覧ください。

第2節、基本理念達成のための体系図です。41ページで基本理念と目標をお示しさせていただいて、第2節で、その基本理念達成のための体系図を表しております。基本理念が一番上にあって、その下に3つの目標があり、目標一つ一つに施策の方向性がある、施策の方向性に重点施策がぶら下がっているという形になります。

目標1の施策の方向性(2)地域での社会参加がしやすい体制づくりにおいて、重点施策として②くらしのサポーターと介護予防サポーターの育成と活動のしくみづくり、さらに、目標2の施策の方向性(2)支え合いのしくみづくりの重点施策②くらしのサポーターと介護予防サポーターの育成と活動のしくみづくりと、重点施策として同じ内容を載せさせていただいております。

施策の方向性におきましても、地域での社会参加がしやすい体制づくり、また、支え合いのしくみづくりということで、今回の計画は、体制づくり、地域づくり、しくみづくりというのがキーワードになると思います。

それから、目標2の施策の方向性(2)の重点施策の④番、介護サービス事業所と地域住民との交流のしくみづくり、43ページになりますが、目標3の施策の方向性(3)の重点施策、介護サービス事業所との情報共有の推進ということで、これまでも介護サービス事業所と連携は取らせていただいておりますが、これまで以上に、さらに踏み込んだ形での連携を取りながら、地域住民との交流のしくみづくりというものを重視していければと考えております。

続きまして、44ページをご覧ください。

第4章、一人一人が元気になる活動の推進に向けてです。この目標にぶら下がる施策の方向性が第1節、第2節となっております。

45ページ、第1節、介護予防や重症化予防の体制づくり、こちらが目標1の施策の方向性の1になります。重点施策としまして、リハビリテーション専門職による『通いの場の活動の支援や介護予防サポーターの育成の支援』の実施ということで、これまでも、通いの場、または介護予防サポーターの育成というのは行っておりましたが、今後はリハビリテーション専門職と連携しながら、こちらの支援、育成を行っていきたいと考えております。

続きまして、46ページをご覧ください。

第2節、地域での社会参加がしやすい体制づくりです。重点施策の①といたしまして、70歳の健康状態把握事業になります。

70歳の健康把握事業についてですが、町内在住で、当該年度に70歳に到達する要支援者及び要介護者を除く高齢者の方を対象に調査票を配布、回収したうえで、健康状態、生活状態

の把握を行っていくというものです。予防も兼ねて、早め早めに70歳の方、あるいは75歳になる前の段階のところで健康状態を把握して、今後、どのように事業展開を図っていけば良いかを把握していこうと思っております。

それから、重点施策の②ですが、くらしのサポーターと介護予防サポーターの育成と活動のしくみづくりということで、先ほどもお話しさせていただきましたが、やはり、しくみづくりというのが重要になっております。特に人材については、今いる方を育てながら、その方に多くの地域貢献をしてもらえるような体制をつくっていきたいと考えております。

続いて、48ページをご覧ください。

第1節、在宅生活の支援体制の充実です。目標につきましては、みんなで支え合いができる地域づくりに向けてで、重点施策は3つあります。まずは、重点施策の1としまして、訪問型サービスAの実施で、多様なサービスの実施を検討していきます。それから、重点施策の2としましては、配食サービスの実施回数の拡大を考えております。また、重点施策の3として、高齢者紙おむつ等支給事業の対象者の拡大、こちらを行いながら、在宅生活の支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

49ページ、支え合いのしくみづくりになります。重点施策の1つ目は、通いの場を活用した買い物支援のしくみづくりで、こちらにつきましては、既にいきいき百歳体操が多くの地域に根づいていますので、この通いの場を活用しながら、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、買い物支援のしくみづくりを検討していければと考えております。

重点施策の4つ目になります。先ほどもご説明させていただきましたが、介護サービス事業所と地域住民との交流のしくみづくりということで、現在、地域住民との交流を行っている介護サービス事業所ももちろんありますが、その地域に介護サービス事業所が自ら出向いて、ぜひ地域住民との交流のしくみづくりというものをつくり上げていければと思っております。

続きまして、50ページをご覧ください。

第6章、自分らしく生活するための権利を守ることの推進に向けてです。目標の最後になります。

第1節は、権利擁護の相談支援体制の整備になります。重点施策の1つ目は、中核機関の設置と運営です。ここでは、権利擁護支援への地域連携ネットワークの構築というものが非常に大事なものになり、本人を中心にして必要な権利擁護支援の対応を行う権利擁護支援チーム、例えば、本人と本人に身近な家族、それから後見人等がその構成員に当たります。また、関係機関団体が連携を強化し自発的な協力を進める仕組みである協議会ですが、本町にも既にあり、

権利擁護ネットワーク会議というものがそれに当たります。さらに、地域で権利擁護ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関、それが中核機関というものになります。中核機関はコーディネーターになって、地域連携ネットワークを構築できるような仕組みづくりを担っていければと考えております。

続いて、52ページをご覧ください。

第2節は、認知症の相談支援体制の充実になります。1つ目の重点施策は認知症ケアパスの改正で、既にあるケアパスの改正を行って、より良い使いやすいものにしていくということになります。

続きまして、54ページをご覧ください。

第7章、介護サービス事業によるまちづくりということで、第1節は、介護サービス基盤の確保になります。全体的に見れば、介護サービスの基盤の現状は充実していると考えられますが、より一層、必要な支援をしていきたいと考えております。第2節は、地域包括支援センターの取組になります。

次に、58ページをご覧ください。

第4節、介護保険サービス事業量等の見込みになります。58ページから70ページまで、介護保険サービス事業量等の見込みということで、居宅サービス等の実績と見込みをそれぞれ載せております。これらについては、厚生労働省の全国共通システムである「見える化システム」というものがございますので、そのシステムにおいて、これまでの実績値からこの見込みの数値が算出できます。そのため、今回は、その数値を載せさせていただいております。それが58ページから70ページまで続いておりまして、実績がゼロのものについては、計画でもゼロというところもございますが、その点については、先ほどご説明させていただきました仕組みであるということでご了承いただければと思います。

続いて、72ページをご覧ください。

第6節、介護保険事業費の見込みになります。標準給付費の負担割合ということで、円グラフを見ると、第1号被保険者、第2号被保険者、国、県、町の負担割合が分かります。また、73ページからは介護保険事業費の見込みになりますが、先ほどの介護保険サービス事業量等の見込みでご説明させていただいた計画値に合わせた形でこちらの給付費の見込額のほうも設定されておりますので、やはり実績でゼロのものについては、計画でもゼロになっております。

73ページが介護予防サービスの給付費見込額、74、75ページが居宅サービスの給付費見込額、76ページが各施設サービスの給付費見込額であり、これらを合わせたものが、第7

節の標準給付費見込額になります。

77ページの第8節地域支援事業費見込額、第9節保健福祉事業費見込額ですが、第8期まで地域支援事業で行ってありました高齢者紙おむつ等支給事業を見直し、地域支援事業ではなく保健福祉事業で改めてこの事業を行うこととし、見込額を算出しております。

続きまして、78ページをご覧ください。

第10節、第1号被保険者保険料の算定についてです。ご覧のとおり、まだ金額が入ってございません。なぜかと申しますと、国で利用者負担見直しに伴う財政基本額、制度見直しの最中であり、継続審議中ということです。そのため、保険料の基準額を出すための様々な各種係数がありますが、その係数自体がまだ確定値になっておりませんので、今回は、この項目の金額は算出しておりません。79ページの所得段階別保険料につきましても、先ほどと同じ理由により、金額は算出しておりません。

続いて、80ページ、計画の策定過程と推進体制になります。

81ページは、長寿支援課内での意見交換、82ページは、関係機関等の意見交換会、83ページにつきましては、本日行っております高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会のこれまでの開催内容、次回は1月に開催を予定しておりますので、そちらまで載せております。

大きな4番目はパブリックコメントになります。公表日、令和5年12月5日、意見募集期間、令和5年12月12日から令和6年1月16日までということで、本日、この計画案を委員の皆様へ審議していただき、内容がよければ、それをパブリックコメントにかけまして、住民の皆様から意見の聴取を行うという形を取りたいと思っております。

そのパブリックコメントになりますが、資料の出し方といたしまして、前回、第8期の計画のパブリックコメントに出した資料では、サービスの見込み量及び保険料の数字は出しておりませんので、今回も同様にサービス見込み量及び保険料は除いた内容で、それ以外の部分をパブリックコメントにかけたいと考えております。

続きまして、84ページをご覧ください。

第2節、計画の進行管理です。大きな1番から4番まであります。1番の評価指標等の設定については、最初にお話しさせていただきましたが、今回は事業の実施回数だけではない指標の設定をしております。その実際の指標というのが、86ページからになります。資料編ということで、資料1が評価指標になります。

87ページは、それぞれ基本理念に対する評価指標です。例えば指標が健康寿命、主観的幸

福感、主観的健康観ということで、特に2番目、3番目については、ニーズ調査で拾えるものを評価指標としております。このような評価指標にした理由につきましては、実施回数だけではなく、それを何回したことによって、例えばこういう効果があったというのが、ニーズ調査から拾えると考えたためです。単なる自己満足ではなく、住民の方がどう捉えたかということを目指したということであるとも言えます。

88ページ、89ページにも括弧でニーズ調査というものが出てきますが、施策の方向性に対する評価指標につきましても、同じように住民の方の回答を指標にするという形を取らせていただきたいと考えております。

90ページ以降につきましては、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿となります。資料は以上となります。

今回、ご説明させていただいた中で、ご質問、修正部分等出てくるかと思いますが、小さな内容の修正につきましては、事務局で文言等を修正させていただいて、パブリックコメントにかけさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございます。

委員の皆様、資料を事前にお読みいただいていると思いますけれども、ちょっと具体的なところがまだまだ出ていけませんので、その辺も踏まえて、何か疑問な点とか、ぜひこれを加えてほしいとかありましたら、ご意見よろしく願いしたいと思います。

○大友委員 よろしいですか。

○議長（高橋文一会長） はい、大友委員、どうぞ。

○大友委員 先ほどのパブリックコメントの件について、コメントの内容について今、ご説明いただきましたけれども、ここにいる皆様、関心を持っているのは、保険料とサービスの内容だと思います。今回はその内容を除いてという説明をいただきましたが、やっぱりこういうところが一番関心を持っているところなのかなというふうに感じております。だから、その辺について、どのような内容の説明になるのか、補足や何かで付け加えられるのかどうか、ある程度お話を伺いたいと思います。

○事務局（橋崎課長補佐） はい。

○議長（高橋文一会長） 事務局、お願いします。

○事務局（橋崎課長補佐） 只今、大友委員からお話のあった件についてですが、少し堅苦し

い話になってしまいますけれども、パブリックコメント条例というものがございます。

パブリックコメントにかける対象となるものの中に、「総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定」ということで、この内容が、本計画がパブリックコメントにかける対象になる部分になるのですが、この条例の中には、「町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）」という内容も書いております。前回、附則としてパブリックコメントの資料に載せている内容が、「次期介護保険事業計画期間における事業量の見込み及び保険料については介護保険条例の改正に関することから、美里町パブリックコメント条例第3条の2のウの規定により、義務を課す条例における金銭徴収に関するものとしてパブリックコメントの対象外としているところですが、これまで計画案では参考として見込値を公表しておりました。今回パブリックコメントを実施するにあたり、公表期間の始期である令和2年12月1日現在において、新たな介護報酬の単位及び保険料算定に必要な諸係数について国から提示されていない状況となっておりますことから、本項目については掲載しないこととしますのでご了承ください」となっております。そのようなことも踏まえ、今回もパブリックコメントにかけるときには、介護保険事業費の見込みのページにパブリックコメント条例に関する内容を記載したいと思っております。

○大友委員 ありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） 大友委員、よろしいですか。

○大友委員 はい、よろしいです。

○議長（高橋文一会長） 他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

○鈴木（絢）委員 よろしいですか。

○議長（高橋文一会長） 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木（絢）委員 質問ですが、51ページ、第6章の第1節、権利擁護の相談支援体制の整備というところだったのですが、この内容を読ませていただくと、基本的には中核機関が設置されて、それを運営することで、主に成年後見制度を利用促進するということで、それ自体は間違っていないし、国としてもそれも公正だと思うので、よろしいとは思いますが、権利擁護というところが少し成年後見制度に偏っているかなという印象を受けました。よく言われるのが、高齢者虐待の防止とかそういったところも権利擁護に他の自治体のものとかを見ると入れられたりしていて、高齢者虐待防止法でも、地方公共団体にも虐待防止の改正整備の責務を定めていたりするので、そういったところも入れても良いのではという印象を受けました。

これまでは、地域包括支援センターがここに関する部分を行ってきましたが、今後は中核機関が云々と書いていて、地域包括支援センターがなくなるというか、何か中核機関にそのまま移り変わるみたいな印象も受けたので、このあたりも内容をもう少し細かく説明というか、丁寧に説明しないと、何か誤解を生むような感じもしますので、記載内容について検討していただけたらと思います。以上です。

○議長（高橋文一会長） 事務局、よろしくお願いします。

○事務局（橋崎課長補佐） 鈴木委員、ご意見ありがとうございます。

今、お話しいただいた内容を入れさせていただいて、修正したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋文一会長） 鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木（絢）委員 はい。

○議長（高橋文一会長） せっかく良い意見をいただいたので、その辺を考慮して、ぜひ加えられるものは加えていただきたいと思います。

ほかによろしいですか。

○黒沼委員 はい、よろしいですか。

○議長（高橋文一会長） 黒沼委員、どうぞ。

○黒沼委員 78ページの算定の部分で、空白の数字、これは政府の関係等で入らない、入れられないというのは分かりましたが、見通しとしては、いつ頃入れることが可能になるのでしょうか。また、この計画を策定するに当たって、こういういろんな指標を出してもらって、いろいろ説明してもらって、この算定の数字がない状態、根本的に完成しないままにパブリックコメントに入ることが、最後のほうに来て、政府がどうのこうので数字を入れることができませんでしたのでいいのか、少し疑問を感じたので、その辺、見通し的にはどの時期にどうできるのかということをお願いしたいと思います。

○議長（高橋文一会長） 事務局、分かればお願いします。

○事務局（高橋介護保険係長） 介護保険係長の高橋と申します。

私から、その点、もう少し補足で説明させていただきます。

橋崎課長補佐のほうから説明があったとおり、まず、例えば79ページにある所得段階別保険料という表を空白でお示ししておりますが、第8期の介護保険事業計画では、9段階の保険料の設定ということになっております。今回、13段階ということでお示しさせていただいておりますが、こちら、やはり国でまだ13段階にすると決めたわけではありません。年内中

には、この段階の考え方を示すというような情報もございますが、報道機関、例えば新聞とか、そういった情報を基に、仮にこういう表をつくってお出ししているという状況ですが、この表の年額自体も本当に13段階なのかというところはまだ不明な状況でございます。

まだ保険料をお出ししてパブリックコメントをすることができないというところもあります。橋崎補佐が説明したとおり、美里町パブリックコメント条例の第3条第1項第2号のウというところがあり、その中で、町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例は対象になるのですが、金銭徴収に関する条項は除くというような規定になっておりますので、物理的にお出しできないという部分と规则的にお出しできないと、そういう部分があるというところがございます。今回、パブリックコメントには載せないでというところがございます。

では、実際に、保険料の案として出るのがいつ頃かというお話ですが、先ほど、所得段階の考え方が出るのが年内中、恐らくですが、年末あたりだろうとこちらとしては捉えております。そこから実際に、その給付の詳細の分析であったり、保険料の段階に合わせた実際の保険料の設定について、例えば年末なり年初めにスタートしてということになると、3月とか、ぎりぎりのタイミングでの算定というスケジュール感にならざるを得ないのかなど、そのような認識でおります。

○議長（高橋文一会長） 黒沼委員、よろしいでしょうか。

○黒沼委員 はい、ありがとうございます。

見通しとして、年内に方向が分かりそうだというのが分かれば、後で補足なり教えてもらうことは可能だろうから、理解しました。ありがとうございました。

いつ頃、分かるのかなと思ったので質問しました。だから、保険料の算定額等がなくて、パブリックコメントに出してどうのこうのということを言いたかったわけではありません。

○議長（高橋文一会長） 空欄があり、具体的な数字がまだ出てきていないところもありますので、町民もパブリックコメントと言われても困るところがあるかもしれません。

ほかにご意見等ありませんか。よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○議長（高橋文一会長） その他、事務局、何かありますか。

○事務局（相原課長） ご協議、ありがとうございました。

本日が年内最後の策定委員会となりますので、予定どおりいけば、来月、パブリックコメントに入ることになります。そのため、今回、ご意見いただいた部分を事務局のほうで修正させていただいたうえで、パブリックコメントにこちらの計画書案を出すご承認をいただいたとい

うことでよろしいでしょうか。

○議長（高橋文一会長） はい。

○事務局（相原課長） ありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） 全体的に何かありますか。大丈夫ですか。

（「はい」の声あり。）

○議長（高橋文一会長） では、議事としては、これで終了させていただきたいと思います。

○事務局（相原課長） 高橋会長、ありがとうございました。

では、次第の4、その他に入りたいと思います。

事務局より連絡がございます。

○事務局（橋崎課長補佐） パブリックコメントが12月5日に公表になり、12月12日から1月16日まで意見募集の期間になります。次回の策定委員会においては、そのパブリックコメントの内容等々もお示ししながら、パブリックコメントの意見を反映する部分としない部分というのもございますので、その点をこの計画案のほうに記載させていただきまして、令和6年1月16日以降で策定委員会を開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（相原課長） 本日は貴重なご意見いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

署名委員